

新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における 国税の取扱いについてのお知らせ

令和2年5月8日

国土交通省観光庁より、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況に置かれている納税者へのお知らせとして、以下のパンフレットを掲載致します。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付が難しい方は簡易な手続で期限延長が可能です
2. 青色申告をはじめませんか
3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税猶予をご利用ください
4. 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 納税を猶予する「特例制度」(案)
5. 欠損金の繰戻しによる還付の特例 (案)
6. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例 (案)